

第46号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

(1) 名 称 品川区立戸越台在宅サービスセンター

所在地 東京都品川区戸越一丁目15番23号

(2) 名 称 品川区立荏原在宅サービスセンター

所在地 東京都品川区荏原二丁目9番6号

2 指定管理者

名 称 社会福祉法人三徳会

代表者 理事長 小濱 哲二

所在地 東京都品川区中延一丁目8番7号

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(説明) 戸越台在宅サービスセンターおよび荏原在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要がある。